第八〇回

参第四号

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等 の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律(案)

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の 育児休業に関する法律の一部改正)

第一条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。 附則第十二項を附則第十七項とし、附則第四項から第十一項までを五項ずつ繰り下げ、 附則第二項の前の見出しを削り、同項中「女子教育公務員等」の下に「(附則第二項又は前項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、同項を附則第八項とし、附則第三項を削り、附則第一項の次に次の六項を加える。

(処遇に関する当分の間の措置)

- 2 当分の間、この法律の目的の達成に資するため、育児休業の許可を受けた女子教育 公務員等(一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員に限る。)に は、育児休業の期間中、育児休業給を支給する。
- 3 育児休業給の月額は、俸給の月額に、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百条第二項(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の適用を受ける者にあつては、同法第百十四条第二項)の規定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合計した額とする。
- 4 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項の教職調整額を支給される者に係る前項の規定の適用については、同項の俸給には当該教職調整額が含まれるものとする。
- 5 前三項に規定するもののほか、育児休業給の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 6 前四項の規定の改正に関する事項は、一般職の職員の給与に関する法律第二条第三号の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。
- 7 附則第二項、第三項及び第五項の規定は、裁判所職員及び防衛庁の職員(一般職に属する職員を除く。)について準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、裁判所職員にあつては「最高裁判所規則」と、防衛庁の職員にあつては「政令」と読み替えるものとする。

(地方自治法の一部改正)

- 第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 附則第六条の二を次のように改める。
 - 第六条の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののほか、条例で、義 務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育

児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づく育児 休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給を支給することができる。

2 第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する育児休業給について準 用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の義務教育諸学校等の女子 教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律、地 方自治法及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の規定は、 昭和五十一年四月一日から適用する。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

- 2 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。 附則に次の一項を加える。
 - 4 当分の間、第一条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

3 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「附則第二項」を「附則第八項」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

4 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。 第三十九条第一項中「附則第二項」を「附則第八項」に改める。

理由

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の規定に基づく人事院の国会及び内閣に対する昭和五十一年三月十一日付け勧告にかんがみ、当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設等の看護婦等の職員に対し、育児休業給を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。